

主な指摘事項【就労継続支援A型】

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の以下の点について追記・修正を行うこと。今後については追記・修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、追記・修正があることを説明し同意を得ること。 ①通常の事業の実施地域を実態に合わせて修正すること。 ②事業の主たる対象とする障害の種類を実態に合わせて修正すること。	5件
運営	サービスの提供の記録	サービス提供実績記録票について、利用者のタイムカードを兼用していたため、事務処理要領において定める様式を使用すること。 サービスの提供の記録については、サービスの提供を行ったことについて利用者からの確認を得ること。	3件
運営	就労継続支援A型計画の作成等	就労継続支援A型計画の作成に係るプロセス（アセスメント、計画原案の作成、担当者会議開催、利用者等への説明及び同意取得、モニタリング等）を適切に踏んだうえで、各段階における記録を確実に作成すること。 利用者について、その希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、適切な支援内容の検討を行うこと。特に、初回アセスメントについては、利用契約締結に当たって速やかに実施及び記録の作成を行い、これに基づき就労継続支援A型計画の原案を作成すること。 アセスメントに当たっては、サービス管理責任者が利用者面接して行き、記録において、面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明らかにすること。	2件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について修正し、当該修正に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 ①雇用契約を締結した利用者へ支払う賃金の金額を最低賃金以上に修正すること。 ②従業者の職種・員数に関する記載（兼務の状況）が実態と異なるため、修正すること。 ③営業日及び営業時間に関する記載が実態と異なるため修正すること。	3件
運営	勤務体制の確保等	従業者の雇用契約書について、職種や勤務場所、勤務時間が不明確であったため、これらを明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務形態を明確にすること。 一部の従業者について、雇用契約書や辞令書等が確認できなかったため、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況、雇用期間を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 従業者について、勤務表（出勤簿）において日々の勤務時間（実績）を明らかにすること。 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置（対応マニュアルの策定、相談窓口の設置や研修の実施など）を講じること。	5件
運営	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を策定すること。当該計画の策定に当たっては、火災、地震及び風水害のそれぞれの発生を想定した内容とし、当該計画において関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。 火災、地震及び風水害のそれぞれの発生を想定した内容で、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、その実施内容を記録するとともに事業所において保管すること。	1件
運営	身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。 ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催した際には、その結果について従業者に周知徹底を図ること。委員会の開催に当たっては、議事録を作成し、事業所に保管すること。 ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施し、実施した記録を事業所に保管すること。	3件
運営	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。委員会の開催に当たっては、議事録を作成し、事業所に保管すること。	2件
運営	施設外就労	施設外就労について規則を設け、必要な事項について定めること。 施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に併せて市障害福祉課宛てに提出すること。 施設外就労において配置している職員の人数を本体事業所における常勤換算にも算入していたため、施設外就労に係る職員配置を適正に行うこと。	4件

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	運営基準：身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修	すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施しその記録を保管すること。 身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を実施した際には、すべての従業者から受講報告書を徴し、研修の効果を検証したうえで実施に係る記録と併せて保管すること。	1件
報酬	基本報酬	就労継続支援A型サービス費は、利用定員、人員配置に加え、スコア告示の規定により算出される評価点（以下「スコア」という。）の合計点に応じ算定されるが、令和3年度及び令和4年度における就労継続支援A型サービス費が実績に応じた算定区分となっていなかった。適正にスコアを算出したうえで、請求に誤りがあるものについては給付費の返還を行うこと。	1件
報酬	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	加算の取得要件を満たす職員の配置がされていなかったため、自主精査し、請求を行っているものについては当該加算額を返還すること。	1件
報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	算定要件となる、キャリアパス要件Ⅱのイニにおける研修機会の提供及び資格取得のための支援の計画策定が実施されていなかった。 当該加算は、配置等要件を満たす場合に算定可能となるが、福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たす人員配置が確認できなかったため、当該加算を返還すること。	1件
報酬	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	算定要件となる、キャリアパス要件Ⅱのイニにおける資質向上の目標が策定されていなかった。	1件
報酬	スコア告示の規定により算出される評価点	評価項目「多様な働き方」について、就業規則等に利用者が業務外の事由によって長期にわたる治療等が必要な負傷又は疾病等のために休業を取得できる制度として休暇制度、療養中・療養後の短時間勤務制度、失効年休積立制度等が規定されていなかった。 令和3年度のスコアにおける評価項目「生産活動」について、算出された評価点が前年度における生産活動収支の実績と異なっていた。 令和3年度のスコアにおける評価項目「多様な働き方」について、就業規則等に就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度、利用者を当該就労継続支援A型事業所等の職員として雇用する場合における採用条件等及び時間単位年休の取得又は有給休暇の計画的付与制度が定められていなかった。 令和4年度のスコアにおける評価項目「多様な働き方」について、就業規則等に就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度、1日の所定労働時間が短い利用者の労働条件及び時間単位年休の取得又は有給休暇の計画的付与制度が定められていなかった。 令和4年度のスコアにおける評価項目「支援力向上のための取組」について、職員が当該就労継続支援A型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修、学会等又は学会誌等において発表した回数及び先進的事業者の視察若しくは実習の受け入れ状況が実績と異なっていた。 算出したスコアの詳細をインターネットの利用その他の方法により公表すること。今後は毎年度4月中に公表すること。	2件
報酬	欠席時対応加算	欠席記録はあるが利用者との連絡調整や相談援助を行った記録がないため、詳細に記録を残すこと。	1件